

Title	癒しを与える空間を後世に遺す：オクタヴィア・ヒル著「Our Common Land」の翻訳
Author(s)	木村, 美里
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, -No.54, 2013.2 : 285-298
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4722
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

癒しを与える空間を後世に遺す

——オクタヴィア・ヒル著「Our Common Land」の翻訳——

木村 美里

《解説》

オクタヴィア・ヒル著の論文「私たちの共有する大地」(Our Common Land)は、同タイトルの論文集に収録されている。この論文集の公刊は一八七七年である。ヒルの著書は少なく、論文集『ロンドンの貧困者の住居』(*Homes of the London Poor, 1875*)とあわせて二冊のみである。その他でヒルが執筆したものとしては、書籍に未収録となっている論文、書簡および小冊子『ワーカー仲間への手紙』を挙げる事ができる。

本論が発表されたのは、彼女にキリスト教徒としての思想的影響を与えた神学者F・D・モリスの死後から五年が経過し、共有地保存協会への入会および先述の論文集『ロンドンの貧困者の住居』の公刊二年後となっている。一八七七年におけるヒルの活動としては、五月九日に国民保険協会でオープン・スペースと題する論文を発表している⁽¹⁾。

ヒルの私生活において起こった主な出来事としては、婚約とその解消、ジョン・ラスキンとの不和、友

人シドニー・コクレルの死去が挙げられる。彼女にとって不幸なことが続いた一年といえるが、彼女はその厳しい状況の中で体調を崩しながらも活動を継続した。しかしながら結果として、翌年一八七八年から一八八〇年までの三年間、病氣療養のためヨーロッパを旅行するに至った。

ヒルにおける論文執筆スタイルの特徴は実践主義的であると同時に理想主義的視点があることである。また綿密な事実に基づき、道理に合った明確なヴィジョンを持つている。先に挙げた『ロンドンの貧困者の住居』はアメリカで出版され、その後英国、ドイツで翻訳され、高く評価されているが、この論文が収録された『私たちの共有する大地』は対照的な評価であつたと推察される⁽²⁾。

この論文はオープン・スペースに対する彼女の考えが表されている。彼女は入会した共有地保存協会では執行委員としてオープン・スペースのための活動を行つた。またヒルの姉が創設し、美の普及に努めたカール協会にはオープン・スペース小委員会が設置されており、この委員会はヒル本人が構想したものである⁽³⁾。さらにこの論文を執筆する以前のオープン・スペース運動において挫折も経験している。それゆえにこの論文はヒルがオープン・スペース運動の必要性・重要性をより強く実感し、人々へ理解を促すための論文の一つとして位置づけることができる。

この論文を概観すると以下の通りである。はじめにヒルは読者にオープン・スペースに辿り着くまでの道のりを想起させる。例えば当時のロンドン市民の多くがいつ、どのような方法を利用して田園地方を旅行し、オープン・スペースを訪れるかを述べている。またその旅行者たちがオープン・スペースで過ごす風景を描き出している。説明の後に読者へ「ロンドンの人々が休暇やオープン・スペースなしで何を行なえるのか」との問いを投げかけ、自然に囲まれた癒しの空間の重要性について言及する。

次にヒルは複数の見解を引用している。その中には当時内務大臣であつたクロス氏や共有地保存協会設立

の中心的人物のひとりであるショウ・ルフエーブル氏を挙げることができる。ヒルはクロス内務大臣の予測に対して決して楽観視していない。論文の中の「囲い込みの歴史とオープン・スペースの裁判を見て来た者」の中にはヒル自身も含まれているといえる。つまりヒルがオープン・スペース運動における経験に基づいて、現実を冷静に分析していることを示している。最後に人々にオープン・スペースの保護と権利を主張することを説く内容で結ばれている。

以上のことから、先述の通りヒルの論文は理想を語るとともに、現実的な側面も人々に説いている。自然の豊かさと美しさを語るとともに、オープン・スペースに関する法律の現状を伝え、金銭的利益とオープン・スペースの価値についての人間心理にもふれる。彼女は国民ひとりひとりの意識がオープン・スペースの重要性に向かうことを願い、また、将来の癒しの空間を後世に伝えるためには、このオープン・スペースを大切にする意識が必要不可欠であることを認識していたのである。

それゆえに、これから環境保全に取り組み、人々が生きてゆく中で何が大切か、価値があるかを見極めていかなければならない私たちにとって、ヒルの思想がその一助になると予測される。この論文は百年以上も前に書かれたものであるが、現代の人々の心にも届く内容となつていえるといえよう。

私たちの共有する大地⁽⁴⁾

オクタヴィア・ヒル

大都市から遠く離れた場所に住む人は別として、休暇を選べる人が、春ないし夏にある国民の休日(5)のような日をあえて選ぶことはおそらくありません。ましてその日に旅行をしたり、田園を散策したりするということもまずないでしょう。なぜならどの駅も混雑していて、切符売り場には人が殺到しているからです。公衆の乗り物も座席だけでなく、すべての立ち乗りの車両までもが満員です。多種多様な乗り物（種類や大きさの異なるロバ、ポニーまたは馬が引くバス、カート、軽装二輪馬車、ギグ（二輪軽馬車）で、ロンドンの外へとつづく道路は何マイルも渋滞しています。もし埃の舞う日ならば、どの道筋も絶えず鬱陶しくて息苦しい塵の雲で覆われている状態です。

しかしこの混雑にもかかわらず、その一日がどれだけ私たちに大きな喜びをもたらしてくれることでしょうか。また悲しむべきことに、道路沿いのパブで見られるひどい光景、粗野な歌、荒々しい態度、夜の無謀運転などの、一時の快楽に心を奪われることほど、休暇の考え方や具体的な過ごし方とかく結びつくものです。しかしこの結びつきが多くの国民に示されていることなど感じさせないほど、一日は大きな喜びをもたらしてくれます。純粹で幸せな思いがこの喜びのどれほど大きな部分を占めていることでしょうか。そして決まりを守らない者たちへの取り締まりは厳しく行われています。例えば帰宅途中に、馬上勤務の警察官の静かな姿を見かけることがあるかもしれません。彼らは月明かりの

下、埃の舞う暗闇の中で、飲酒運転者に大変辛抱強く運転への注意を呼びかけています。最近地方では、飲酒による泥酔者数が年々減少しているはずです。言い換えれば、秩序を守ることによつて、良識ある人々の意見をさらに多く得られるといえるでしょう。

そしてご覧ください。乗り物の列が向かう先をたどると、すべてオープン・スペースへとつながっています。行き着くオープン・スペースは、エッピング、リッチモンド、グリニッジ、またはハムステッドかもしれません。時に節度を欠いてしまうところも見られますが、どの場所も本当に幸せそうな群集であふれています。また決して紳士的で上品とはいえませんが、大勢の行楽客が絶えず、ブランコ、メリーゴーランド、ロバ、露店を囲んでいます。幸せそうな家族をご覧になつてください。ハンカチに包まれたピクニックディナーを持った父、母、子どもたちを。ピンクの紙テープを購入して、誇らしげに帽子につけるために、夢中になつて馬車に寄りかかる子どもたちの喜びにふれてください。砂や草の土手をにぎやかに走りまわる子どもたちを眺めてください。あるいは優しい父親がエールのポットを持ち、小さなカートで心地よさそうに座っている妻のもとへ運ぶ風景に目を留めてください。若者たちの荒々しさをブーツの埃が示しているように、何マイルも歩いてきた嬉しさとともに共感してください。その元気のよい誠実な顔は、他愛ない冗談を言い合いながら一日中歩いてきた嬉しさとともに輝いています。若者たちはサンザシの花の素晴らしい枝を意気揚々と家に持ち帰りませんが、これは自らを誇るためというよりも、むしろ山へ登ることに喜びを感じているのです。このようなすべての人々に、休息の一日は純粹な幸福をもたらします。

さて、立ち止まつて考えたことがあるでしょうか。ロンドンの人々がこの休暇なしに、あるいはオープン・スペースなしで何を行えるのか、と。ロンドンの人々は閉鎖された部屋と狭い道路に何週間も閉じ込められています。そして休暇を過ごすにも混雑した流れの中で、家々の間や埃っぽい塀の間を何マイルも旅をせざるを得ません。しかし突然彼らの前に混雑から開放された青い遠景（木が生い茂ったあるいは野生の共有地）の空間が広がります。長い間癒されな

かつた瞳は、生い茂る草や星のような花々によって再び喜びを与えられます。一見するとその共有地と森は、確かに人々がひしめいているように映ります。しかし、ロンドンの人々にとつては、生命を感じる満ち足りた空間、解放された空気が、緑の草や彩りなのです。それらがなければ、空虚な場所とみなされかねません。どのオープン・スペースも失わないように注意を払ってください。これまでに一つまた一つと残されてきたオープン・スペースは、すべて必要とされているのです。年々、オープン・スペースを保護し、増やすことがより重要であり、必要不可欠なこととなっています。

今日、下院では囲い込みを規制する法律案が議論されています。クロス氏は、この案が法律となつた時の効果を期待しているとおっしゃっています。しかし、多様な囲い込みの歴史と特別な共有地に関する裁判を見てきた者たちは、クロス氏が述べたこの法律の持つ効果に期待を持っておりません。確かに法律案の施策が適応される際には、公衆に開放するために共有地を管理するよい条項となります。しかし、このような施策が採用されるかどうかは、領主の考えに左右されます。共有地の囲い込みと私物化の可能性を自ら放棄し、後継者もその可能性から排除されるとわかつていながら、この施策に従うようなことが十中八九あるでしょうか。素晴らしい条項ではありますが、領主へ共有地を含めるように促す動機が存在しない時、この条項で対応することができでしょうか。しかも領主の同意なしで、この法案を有効にすることはできないのです。

第二に、この法案は都会の公衆衛生当局が、郊外のすべての共有地を開放した状態にする権利を購入できること、あるいは同様の贈り物を受け入れてもよいことを定めています。しかしこの際、郊外の共有地とは居住者五〇〇〇人の町から外六マイル以内に位置づけられた共有地と定義されています。国民の休日の小旅行者たちが大都市からどれだけ遠くへ出かけるのかは全くわかりません。しかし年々より遠くを訪れていることは認識しております。それゆえに大都市から一二、否、二〇マイル離れた共有地が、計り知れないほど貴重な恩恵であり、夏季の何百人もの小旅行者にとつ

て、安い列車に乗って利用しやすい場所であると確信しています。あらためて問いますが、イングランドの地に裏庭を持つたことのない、小さな店の従業員や仕事熱心な事務員は、空間、光、空気を求めて美を求める権利を考慮してもらえないのでしょうか。しかし誰が、その妻や子どもたちを夏に二週間田園地方へ連れて行こうと気にかけるのでしょうか。かつて開放されていた森林、共有地、野原のある地域の数を認識しているのでしょうか。現在は地方においてさえ、歩行者が塙の間を通つたまますぐな道路を歩かなければならないということも知っているのでしょうか。野原や森が閉鎖されればされるほど、イングランドの共有する大地の一つ一つが、公園や森を所有する者を除き、すべての階級の人々にとって重要となります。「最も低い算定では」と始まる共有地保存協会の報告書には以下のように記されています——「アン女王の時代以来、五〇〇万エーカー*iの共有地が囲い込まれた。すなわち今日残された共有地は一〇〇万エーカーである」と。これらの土地を散策する権利は、私たち人間にとって非常に大きな恩恵なのです。この権利は年数の経過に従うごとに、より価値ある貴重なものとなっております。慣習によって獲得した法的権利として、土地を散策する権利を認識し、これが奪われることがないように弁護士や政治家に問うことは不可能なことでしょうか。ルフエーブル氏⁽⁹⁾はタイムズ紙へ宛てた手紙でこのことを提案しました。彼は以下のように述べております。

共有地を使用し、享受する国民の権利（何世紀も行使してきた）は、法律によって明白に認められていない。もつともこの問題への反対意見がほとんどないことに驚くのだが。しかしながら、この法律は緑地に對する村の権利をほぼ認めており、娯樂を行うなどを根拠にそのような権利の確立を許可する。けれどもまだ、大都市と共有地、村と緑地の間の類比關係を認めていない。たとえ、この類比が完璧なものであつたとしてもである。しかし、共有地を開放しておく手段として法的理論が正しいならば、現在大變賞賛されるいくつかの共有地権は、何世紀も前の慣習の中に存在した。長年にわたり法的根拠を持たなかつたが、裁判所

はついに慣習が権利を付与するものであると認めるようになった。その慣習は本質的に改められた。すなわち人間が牧草地を共有地へと変えて、牛、羊または豚からその土地を奪い、芝生を食べる代わりにすり減らす。私は法律、または法廷が遅すぎて動けないのならば、議会がこの移行を認識し、この慣習を法律化すべきであると考え。また共有地は元来、領主よりもその地域の居住者たちに帰属していただろう。政府の理論やその後の変革——英国不動産法⁽¹⁰⁾——は、ある程度まで概略で判例の事実と権利が重なり合う。第一に、領地の所有者は領主として位置づけられ、多くの責任を伴った一定の特権を与えられる。第二に、これらの責任を徐々に取り除き、ほぼ公的的信託同然の土地へと転換する。もしこれらの考慮が裁判所の範囲を超えるならば、国会において適している。そこで一つの手段が講じられた。公衆ために共有地を購入する必要はないが、存在する囲い込みから共有地を保護するに十分な方法を証明したのである。実際のところ、今日レクリエーションのための共有地を公的に利用する人々が、この共有地保護の方法をつくる権利を主張していることも明白である。思うに、議会は法的権利としてこの利用者を認めるべきである。

もし議회가ルフエーブル氏の提案を行うならば、イングランド中の共有地がすべて開放されたままとなっているかもしれません。大きなメリットになるだろうと思います。これまで町の近郊においてでさえ、共有地を利用する権利は維持されてきました。砂利を運び芝生を刈り取る権利、あるいは牧草地の権利に影響する法的事柄によって維持されてきたのです。対象となる権利が守られるならば、申し分ないことです。しかし公共政策を行う上での広大な土地が、健康と娯楽のために国民の良心よって保護を支持され、その権利のみが対象となります。時代遅れでほぼ無価値に等しい慣習への擁護はほとんど留意されていません。もし使用することで獲得した権利が法律によって認められ、法律の実質的根拠において擁護されるのならば、大変素晴らしいことです。

国会議員や法律家たちが表明した見解について言及してきました。すなわち現在国会で議論している法案に定められた法律の施策を用いる機会は、ほぼないだろうという主張です。これは共有地の三分の二を所有する者の同意を必要とするからであり、また、領主が持つ拒否権ゆえに行使されないのです。議員や法律家たちはこうも言います。(そして法案を読むと二つの主張は明らかであると思います。) クロス氏がこの法令の規制対象外となる囲い込みもすべて禁止する条項を追加することに同意しなければ、この法案の可決後にも、旧法令ないし法的権利を伴わない高圧的な囲い込みが続くだろう、と。空間を利用する公衆と等しく、自治的な団体の権利が違法の囲い込みに対して反対の声を持つと認められない限り、地方の共有地にどのような運命があるのでしょうか。権力的な地主の思うままとなつている農業労働者たちは、多くの場合に解雇されたり、権利を即撤回されたりします。さらに、このような農業労働者は法律を知らず、それを助言してくれる者もいません。訴訟理由を申し立てたり、高額訴訟に金銭を費やしたりもしません。先に引用した同じ手紙の中で、ルフューブル氏は述べています。「私は農業労働者に、少なくとも次のことをお願いしたい。まず国会が許可していない囲い込みのすべてが明らかに違法であると申告することである。また、公共心のある個人と公的機関に囲い込みの調停を認めることによって、一般人が自らの力で告訴する必要性を取り除くことである。他方で領主には、自身の権利を正確に立証することを課すだろう」と。

そして単なる金銭的補償の事柄として、この問題をみなしてはなりません。地方の市民一世代の短慮な強欲で、未来の大きな財産が失われる可能性があるかと危惧しています。この危険性は今にも起ころうとしているのです。なぜならば私たちは皆、金銭的価値をまるで唯一で真の価値であるかのように扱うことに慣れてしまつているからです。貧しい人々が、子孫が被る変化よりも自分自身への即時的な金銭価値に目を向けていることに、疑問を抱けるでしょうか。先を見ずえるべき者たちは、未来の人々への財産が手放されてゆく様をただ傍観するのでしょうか。富裕層と彼らの独断で選ばれた受益者がクリスマスに数個の石炭を与えるという行為が、またたく間に親切な施しとみなされています。多

くの場合において、この施しが共有地権に代わつて盲目的に農場労働者へ受け入れられているかもしれない。ではこの施しの効果が有益であるがゆえに、数少ないイングランドの土地の共有地権にとつて代わることを望むべきなのでしょうか。芝生やハリエニシダを刈ることを命じる領主の名目上の責任問題は、領主の許可なしで行える権利が失われてゆくことで徐々に認識されてきました。富裕層や権力者たちの影響は取るに足らないもので、この影響が徐々に強まっていくことを放つておくべきなのでしょうか。イングランドの土地の四分の一がわずか七一〇名の人々によつて所有されているという事実を納得し、土壌の共通相続権を奪われた場所をただ静かに眺め、傍観するのでしょうか。農場や私有地は大ききで減少しないように思われます。思うに、ヨーマン（自作農）階級が急速に消滅へとむかつているのです。小規模な借地において、自国イングランドの土地を共有する感性が消え去るのでしょうか。個人で小さな土地を所有するよりも、空間を共有して所有する感覚のほうが、国民にとつてより健康的であるかもしれません。そして確かに現在、このほうがより実現可能であるように思われます。ロウエル氏は、すべての人々にとつて何が自由であり、所有するものすべての中で何が最も大切であるかを、私たちに語っています。

与えられる贈り物は天のみである

おそらく望めば得られるのは神のみである

豊かな夏は、どのような金銭的価値をもつけられない

そして六月の美景は最も貧しき来訪者も求めれば得られるであろう⁽¹²⁾

ヒュー・ミラー⁽¹³⁾氏も大地を散策する権利が、自然への愛情やそこから生まれる愛国心と密接に結び付いていると指摘しています。彼は初めてエジンバラへ訪問した際のことを次のように語っています。「私はいつもの喜びにふれるため

に夕方の散歩へと出かけた。しかしそこで囲い込まれた土地と不法侵入法が厳格に施行され、深刻な障害物と成り果てた塀を見つけた。たいていの場合、原生で開放的な田園に比べると、開拓された田園は好まれないと納得できる。ただし所有権の権利についてはどちらにも等しく存在している。しかし開かれた田園には所有者だけでなく、公衆にも帰属しているという重要な概念がある。この概念から導き出される心情と理解は、農業労働者と貴族にすべて等しく自由であるといえよう。これに対して開拓され厳重に囲い込まれた田園は、通常すべての権利が所有者のみに帰属する。法律と立憲的な特権が確定した土地を愛するよりも、自然を享受する中で丘陵、川、緑地の風景として国を愛することのほうが単純明快に思われるが、公正な社会制度と平等な法律の国において真の愛国心が希薄であることが不思議というよりも悔やまれる。この国の土地では原生の広々とした田園よりも、埃っぽい大きな道路を遺すことがもつぱら妥当とされている。大衆の心と愛情には土地を包み込む自由が残されているが、社会制度のほうが中途半端で不完全である」と。少なくとも国民のうちの一人は、そのように書いています。ミラー氏が評価したように、公正な法律または親しまれ愛される風景の相対的価値を評価するかどうか、彼の言葉に深い真実があることを感じとらなければならないと思います。

まだ時間がありますが、政府へイギリス国民の共通遺産といえる、囲い込まれていない小さな土地が、この法案の下を除き今後は囲い込まれるであろうことを、進言しましょう。簡潔にこのことを述べるならば、一つ一つの計画が議会の委員会へ提出され、その利点について熟考されることを意味しています。

これは充分妥当な要求です。これ以下では満足しないようにしてゆきましょう。もし法案が改正されずに通過しても、この法案の結果に惑わされないよう気をつけるべきです。

原注

*1 (原注) 囲い込まれず残された土地の面積と共有権の問題は、さまざまなかたちで捉えられている。一八七四年の囲い込み委員会 (Inclosure Commissioners) の報告書では、イングランドとウェールズの約二六〇万エーカーとされている。しかし、地方自治体が用意した最近の土地所有者の申告では、囲い込まれていない土地が一五〇万エーカー以上減らされている。

訳注 (解説含む)

- (1) 井上洋子「オクタヴィア・ヒルの生涯(四)」、『精華女子短期大学紀要』(精華女子短期大学、一九九五年)、七〇頁。
- (2) Robert Whelan, *Octavia Hill and the Social Housing Debate*, London: The IEA Health and Welfare Unit, 1998, p. 135.
- (3) 『英国住宅物語——ナショナルトラストの創設者オクタヴィア・ヒル伝』中島明子監修・解説、平弘明・松本茂訳(日本経済評論社、二〇〇一年)、二五八頁。
- (4) 本論文は同タイトルの論文集 (*Octavia Hill, Our Common Land* (London, Macmillan and Co.), 1877) に収録されているものである。本論文の他には、八本の論文が収録されている。
- (5) 原文ではバンクホリデーと記載されている。バンクホリデーとは、英国民における国民の休日であり、銀行が休みとなることに由来する。
- (6) ビールの一種。

- (7) バラ科の落葉小低木。
- (8) Richard Ashteton Cross (1823-1914), 内務大臣。
- (9) Shaw Lefevre (1831-1928), のちのエヴァズリー卿。一八八三年農業保有地法の起草者。田代正一「イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成」『鹿児島大学農学部学術報告』(二〇〇七年)、四五頁。
- (10) 原文では English Real Property Law と記載されている。
- (11) James Russell Lowell (1819-1891), アメリカロマン主義の詩人、批評家、外交官。
- (12) James Russell Lowell, "Vision of Sir Launfal" in William Swinton, *Studies in English Literature*, American Book Company (New York, 1908), p. 581. この詩の邦訳には、ウイリアム・スウィントン著、岡村愛蔵訳註『須因頓氏英文学詳解』(興文社、一九一一年)がある。この文献は対訳となっており、引用箇所は以下の通りである。「然るに無代で興へらるゝものは唯是れ天恵のみ。請ふて而して興へらるゝものは唯是れ天恵のみ。百花爛漫樹木青々たる初夏の景を楽しむに何等も價を拂ふを要せず。六月の景は最も貧しきものも之を求めれば得らるべし。」スウィントン・岡村、前掲書、四七〇―四七一頁。
- (13) Hugh Miller (1802-1856), スコットランドの地質学者。
- (14) 原文では trespass-law と記載されている。

参考文献

- Bell E. Moberly, *Octavia Hill: A Biography*. rpt., London: Constable, 1942. 『英国住宅物語——ナショナルトラストの創設者オクタヴィア・ヒル伝』中島明子監修・解説、平弘明・松本茂訳(日本経済評論社、二〇〇一年)。
- Lowell James Russell, "Vision of Sir Launfal" in William Swinton, *Studies in English Literature*, American Book Company. (New York,

1908).

Whelan, Robert, *Octavia Hill and the Social Housing Debate*, London: The IEA Health and Welfare Unit, 1998.

井上洋子「オクタヴィア・ヒルの生涯(四)」、『精華女子短期大学紀要』(精華女子短期大学、一九九五年)。
ウイリアム・スウィントン著、岡村愛蔵訳註『須因頓氏英文学詳解』(興文社、一九二一年)。